

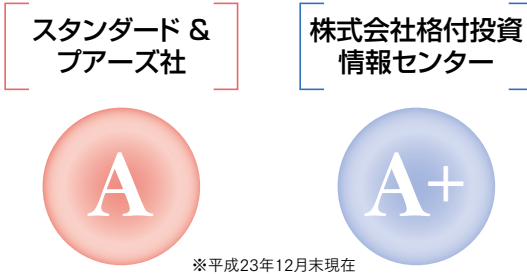
健全な銀行として

〈格付け〉

国内の銀行では上位の格付けを取得しております。

これは当行の良好な資産の質、高い自己資本比率、鹿児島県内での高いマーケットシェアが評価されたものです。

※当行では米国の大手格付機関スタンダード & プアーズ社をはじめ、2社から格付けを取得しています。



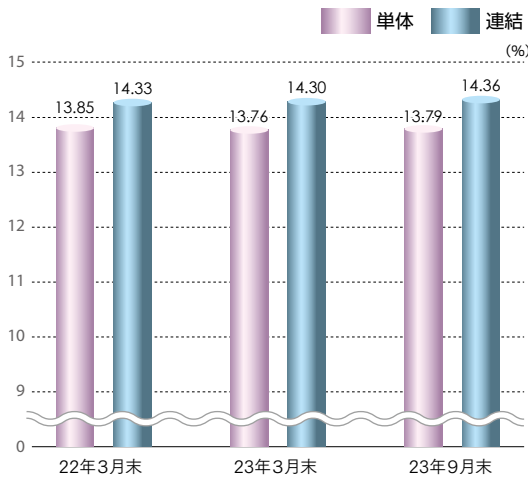
格付けとは…

銀行の信用度を表す指標で、健全な銀行をお選びいただくときのひとつの目安になります。

債券や預金などの元金の返済及び利息の支払が約定どおり期日になされるかどうかの確実性を、簡潔な記号で表した信用リスクに関する情報のことで、公正な第三者である格付機関により決定されます。

〈自己資本比率〉

全国地銀トップクラスの13.79%です。



※自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく金融庁告示に定められた算式に基づき算出しております。

自己資本比率とは…

銀行経営の安全性・健全性のモノサシのひとつです。この比率が高いほど経営の健全性が高いといえます。

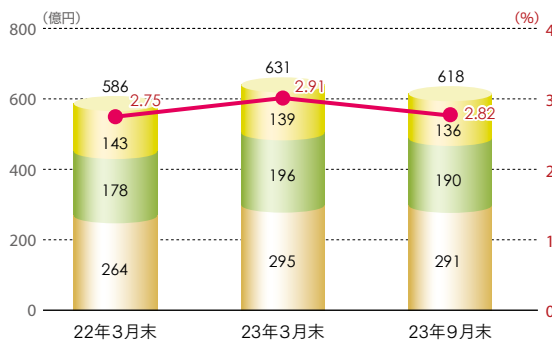
銀行に対しては、経営の健全性確保のために、保有資産の一定割合の自己資本を有することを求める規制があります。これは、自己資本比率規制とよばれ、次の二つの基準があります。

基準	対象となる銀行	必要な自己資本比率
国際統一基準	海外営業拠点を有する銀行	8%以上
国内基準	海外営業拠点を有しない銀行	4%以上

●当行は国内基準による自己資本比率規制の適用を受けております。

〈不良債権の状況(金融再生法開示債権～単体)〉

1 不良債権額・不良債権比率の推移



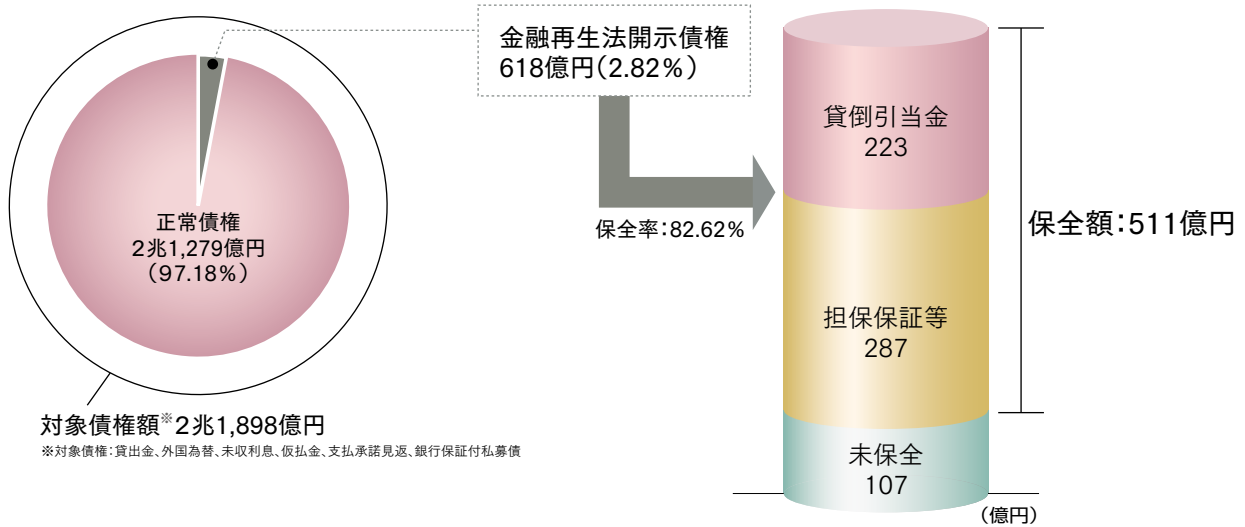
不良債権比率について

銀行ごととその資産総額の規模が異なることから、不良債権額そのものの比較ではなく、貸出金等の総与信残高に占める不良債権の割合、いわゆる不良債権比率が比較の対象となります。

不良債権比率が低いほど、資産の質は高いといえます。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
- 要管理債権
- 不良債権比率

2 不良債権の保全状況 (23年9月末)



3 不良債権の開示に至る流れ

▶ 自己査定の実施

資産の健全性を的確に把握するために、銀行は保有する資産を自己の責任において個別に検討し、回収の危険性または価値が損なわれる危険性の度合いに従って区分しております。これが自己査定と呼ばれるものです。貸出金・有価証券を含む全ての資産、及び未収利息・未収金等を含む貸出金に準ずる資産も対象とし、査定作業により全債務者について次の債務者区分を決定します。

破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないが、深刻な経営難の状態にあり再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている先
破綻懸念先	現状、事業継続中であり経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先
うち要管理先	要注意先の中で、3か月以上延滞している貸出金または貸出条件緩和債権のある先
要注意先	業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題がある先
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる先

▶ 自己査定(債務者区分)と金融再生法開示債権との関係

